

# 注 文 請 書

年 月 日

殿

〒839-0861  
福岡県久留米市合川町2101

総合建設業

代表 嶋田通臣  
TEL 0942-39-4834  
FAX 0942-39-7772

下記の通りお請けいたします。

1. 工 事 名 称

2. 工 事 現 場

3. 工 事 代 金

消 費 税 等

請負代金額

4. 工 事 期 間 自 年 月 日 至 年 月 日

5. 支 払 条 件 着工時 % 竣工後 日 %

竣工後 日 % 現金 100%

6. 工 事 内 容 事前打ち合わせ及び図面通り

## ◆基本契約約款◆

第1条（総則）注文者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）は、注文書及び注文請書に定めるもののほか、この約款に基づき、図面、仕様書ならびに、監督員または甲の現場員の指示に従い、おののおの対等の立場に立って誠実に履行する。

第2条（条件変更等）工事内容及び請負代金の変更、若しくはそれによる工期の変更が必要なときは、甲乙協議して決定する。

第3条（危険負担）天災その他不可抗力により、工期を変更する必要があるとき、又は工事の既済部分について損害を生じたときは、乙は事実発生後すみやかにその状況を甲に通告することを要する。工期の延長日数又は損害額の負担については、甲乙協議して定める。

第4条（貸金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）工期内に貸金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められたときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第5条（第三者に及ぼした損害）施工について請負の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。

第6条（貸与品及び支給材料）甲の貸与品又は支給材料はあらかじめ検査又は試験に合格したものとし、乙はこれらを受け取ったときは、すみやかに甲に借用書又は受領書を提出し保管の責を負う。使用済の貸与品又は不要となった支給材料は、すみやかに予め定められた場所で甲に返す。

第7条（完成、検査）乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成検査を行う。甲又は発注者の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを補修又は改造して甲の検査を受ける。

第8条（引渡）乙は、工事が前条の検査に合格したときは、すみやかに工事の目的物を甲に引渡すものとし、甲は乙から工事の目的物引渡しの申し出があった場合、直ちにその引渡しを受けるものとする。

第9条（紛争の解決）甲乙間に紛争を生じたときは、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による紛争審査会のあっせん又は調停により解決を図る。

2. 甲及び乙は、そのいずれかが前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第10条（補足）契約書ならびにこの約款に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。

# 注 文 書

年 月 日

興 和 産 業 殿

〒

下記の通り注文いたします。

1. 工 事 名 称

2. 工 事 現 場

3. 工 事 代 金

消 費 税 等

請負代金額

4. 工 事 期 間 自 年 月 日 至 年 月 日

5. 支 払 条 件 着工時 % 竣工後 日 %

竣工後 日 % 現金 100%

6. 工 事 内 容 事前打ち合わせ及び図面通り

## ◆基本契約約款◆

第1条（総則）注文者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）は、注文書及び注文請書に定めるもののほか、この約款に基づき、図面、仕様書ならびに、監督員または甲の現場員の指示に従い、おのおの対等の立場に立って誠実に履行する。

第2条（条件変更等）工事内容及び請負代金の変更、若しくはそれによる工期の変更が必要なときは、甲乙協議して決定する。

第3条（危険負担）天災その他不可抗力により、工期を変更する必要があるとき、又は工事の既済部分について損害を生じたときは、乙は事実発生後すみやかにその状況を甲に通告することを要する。工期の延長日数又は損害額の負担については、甲乙協議して定める。

第4条（貸金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）工期内に貸金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められたときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第5条（第三者に及ぼした損害）施工について請負の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。

第6条（貸与品及び支給材料）甲の貸与品又は支給材料はあらかじめ検査又は試験に合格したものとし、乙はこれらを受け取ったときは、すみやかに甲に借用書又は受領書を提出し保管の責を負う。使用済の貸与品又は不要となった支給材料は、すみやかに予め定められた場所で甲に返す。

第7条（完成、検査）乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成検査を行う。甲又は発注者の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを補修又は改造して甲の検査を受ける。

第8条（引渡）乙は、工事が前条の検査に合格したときは、すみやかに工事の目的物を甲に引渡すものとし、甲は乙から工事の目的物引渡しの申し出があった場合、直ちにその引渡しを受けるものとする。

第9条（紛争の解決）甲乙間に紛争を生じたときは、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による紛争審査会のあつせん又は調停により解決を図る。

2. 甲及び乙は、そのいずれかが前項のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第10条（補足）契約書ならびにこの約款に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。